

エネシングフォーサービス（ライトプラン）契約約款

（約款の適用）

- 第1条 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社(以下、「当社」という。)は、お客さまに対して、エネシングフォーサービス（ライトプラン）契約約款(以下、「約款」という。)に基づき、エネシングフォーサービス（ライトプラン）(以下、「本サービス」という。)を提供する。
- 2 お客さまは、本サービスのお申込み前に約款をあらかじめ承諾し、裏面の「対象設備リストおよび料金算出表(以下、「設備リスト」といいます。)」の内容を了承の上、「エネシングフォーサービス（ライトプラン）契約申込書(以下、「申込書」といいます。)」に所定の事項を記載し、当社に提出する。

- 3 当社は、お客さまの権利を制限し、又は義務を加重する条項であって、約款に定める取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に反してお客さまの利益を一方的に害すると認められるものを除き、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合がある。要變の効力発生日以後の提供条件は、通知又はインターネット上に公表その他の方法でお客さまに事前に予告する。

(契約対象設備)

- 第2条 本サービスの対象設備は、設備リストに記載の設備(以下、「本設備」という。)とする。なお、遠隔監視アダプターが設置・接続されていない、もしくは設置・接続されても通信ができない状態にある設備は、本サービスの対象外とする(一例として遠隔監視アダプターに接続できる室外機は当社所定の台数を上限とし、且つ同一サービス番号の室外機のみ接続できる。これを超えて接続された場合はも本サービスの対象外とする)。

(本サービスの内容及び範囲)

- 第3条 本サービスは、本設備に対する自動制御、メンテナンスに関するものであり、その範囲は以下の通りとする。

① 自動制御

当社は、取得したデータに基づき、エネルギーコストの低減等を目的とし、本設備を自動制御する。自動制御にあたっては、機器特性、電力・ガス単価等も一定程度加味する。但し、本サービスによる自動制御は、お客さまの電力デマンドの増加を抑制するものではなく、又、その効果を保証するものではない。自動制御の対象は、本設備の内、設備リストの備考欄に「自動制御」と記載されたものに限る。

② メンテナンス

当社は、「別記」メンテナンスサービス内容(以下、「別記」という。)に示すメンテナンスサービスを提供する。契約運転時間、各種メンテナンスオプションサービスの取扱いについては、設備リスト記載の内容に従う。

- 2 申込書の「オプションサービス」欄に記載のサービスは、別途契約内容を定めた上で前項のサービスに付加する。

(設定)

- 第4条 お客さまは、当社所定の方法で、当社に本サービスのうち自動制御に関する制御値の設定または変更の依頼を行う。
- 2 本サービスのうち自動制御に関する制御値設定については、前項によりお客さまより依頼いただいた内容を踏まえ、お客さまと当社で協議のうえ同意した内容を設定する。ただし、制御値設定に関わる数値のうち、法令で定められるものに変更が生じた場合は、制御値設定または変更の依頼がなくとも、当社の判断で、お客さまに事前周知の上、制御値を変更するものとする。

(契約期間)

- 第5条 契約の契約期間は、申込書記載の契約開始日から契約終了日までとする。なお、契約終了日は契約開始日の前日から起算して申込書記載の契約年数が経過した日の属する月の末日とする。
- <例>・契約開始日が「1月1日」の場合…契約終了日は「1月31日」
- ・契約開始日が「1月2日」の場合…契約終了日は「1月31日」

2 契約期間終了日の3ヶ月前までにお客さまは当社から書面で別段の意思表示がない場合、当該契約を1年間自動延長する。但し、契約期間中に設備リスト記載のいずれかの室外機が試運転日から15年を迎えた場合は、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。

3 前項の試運転とは、製造メーカーから出荷された未使用の室外機の試運転をした日をいう。試運転が確認できない場合は、設備リスト記載の室外機のうち、最も早い製造年月日を試運転日とする。

4 第2項にかかるわざ、契約期間が1年間(又は1年間と月末まで)未満の場合、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。

(設定をする本サービスの開始時期)

- 第6条 第3条に定める本サービスの内、自動制御、遠隔監視業務及びグリーン・ヘルプ・スマートについては、当社は、申込書記載の申込日以降、専用サーバでの設定を行い、設定完了次第、開始する。

(料金とお支払い)

- 第7条 お客さまは、本サービスの対価として設備リスト記載のエネシングフォーサービス（ライトプラン）契約料金(以下、「料金」という。)を支払うものとする。但し、「対象設備設置場所」(以下、「設置場所」という。)における東京ガス株式会社とのガス需給契約の解約を当社が確認した場合、第16条第1項の内容に従う。

2 当社は、次の時期にお客さまに料金を請求する。

① 契約開始日が1日の場合…翌月

② 契約開始日が2日以降の場合…翌々月

3 料金のお支払い方法は、次のの中からお客さまが選択する。

① 預金口座自動振替による分割月払い又は一括年払い

当社の料金収納事務の委託先である東京ガスリース株式会社が、お支払い者の指定口座から、支払方法に応じて料金を引き落す。

② 当社からの請求による一括年払い

お客さまは、当社からの請求に基づき料金を、当社が送付した振込票を用いて、振込票に印字された入金期限日(請求月の翌月末日)までに、お支払いいただく。

4 お客さまは、契約期間中に支払方法を変更できない。

5 当社は、次の方を料金のお支払者として料金を請求する。

① 申込書の「料金のお支払者」欄に記名がある場合は、「料金のお支払者」(約款において、「料金のお支払者」という。)

② 上記の欄に記名がない場合は、「お客さま」

6 当社は、料金の改定等を実施する場合、事前にお客さまに連絡する。

7 お客さまの都合により、本契約が第12条に基づき契約期間の中途で解約された場合は、第1号及び第2号に定める方法により精算を行う。

① 当社は料金のお支払者に対し、解約日までの期間に相当する料金を月割りで請求する(1月に満たない場合は切り上げる)。但し、既に一括でお支払い済みの場合は、請求額を超えた金額をお支払者に払い戻す。なお、払戻金額に利息はない。

② 当社は料金のお支払者に対し、解約日までの残存期間に相当する料金の50%(1円に満たない場合は切り上げる)を精算金として請求し、料金のお支払者はこれを支払う。但し、解約の理由が、設置場所における本設備のご使用者の事業中止又は撤退による場合、料金のお支払者は精算金の支払いを免れる。なお、居抜き本設備付きの売買又は賃貸での事業中止又は撤退の場合は、その後の入居者への本契約の引継ぎに協力いただいたときに限り料金のお支払者は精算金の支払いを免れる。

8 本設備の一部を撤去する等、契約期間の中途に本サービスの一部を終了させた場合の料金の取扱いは、撤去前の本設備の合計馬力能力に対する撤去した本設備の馬力能力の割合に応じて、前項に定めた内容を準用する(本項は、本設備の一部撤去を主に想定し、前項の内、精算金の支払い免除部分は準用しない)。

(免責事項)

- 第8条 次の場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがいかなる損害を被った場合も、当社の故意又は重大過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。当社が補償を行う場合でも、通常かつ現実の損害を除く。

① お客さまが料金の支払いを遅延した場合

② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合

③ 地震、落雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

④ 本設備について、差押え、仮処分、競売等の申し立てがあった場合

⑤ 当社が遠隔監視サーバー、通信回線、遠隔監視アダプター又はモバイル端末の異常、故障(ハードウ

- エア又はソフトウェアの異常、故障を含む)、本設備のメンテナンスや故障対応等の事由により、自動制御、遠隔監視が不可能な場合
- ⑥ 本設備が当社の責によらずして滅失毀損し、本サービスの遂行が不可能な場合
- ⑦ お客さまから第9条の協力が得られない場合
- ⑧ 申込書記載の内容が事実と異なる場合
- ⑨ メンテナンスのための十分な空間が確保されていない場合(天井開口を要する場合、付帯設備を脱着する場合など)
- ⑩ その他、当社の責に帰すべき事由によらず本サービスが履行できない場合

(お客さまの協力)

- 第9条 お客さまは、本サービスが安全かつ円滑に行われるよう当社に次の通り協力する。

- ① お客さまは、取扱い説明書その他当社の指示に従って、本設備を使用する。
- ② 当社が本サービスの実施に必要なデータを計測、取得することを承諾する。
- ③ 本サービスの実施する電気、ガス、水道、その他ユーティリティ費用を負担する。
- ④ 本サービスの実施及び当社所有のモバイル端末の設置、維持管理、撤去のために、当社又は当社の代理人がお客さまの敷地内、建物内に立入ることを承諾する。
- ⑤ 当社又は当社の代理人が本設備の設置場所まで安全に到達でき、同設置場所にて安全な作業ができるよう、安全環境を整備する。
- ⑥ 当社が本設備の更新又は修理作業を行う際には、本サービスの提供を一時中止することを承諾する。
- ⑦ 本設備の使用中止や移設、撤去を希望する場合は、必ず当社へ事前に通知する。また、申込書に記載の連絡先や本設備の所有者が変更となる場合も、当社へ事前に通知する。
- ⑧ 本設備の自動制御に関する事項の変更(電気使用設備の新設・使用中止・撤去、ガス需給契約内容の変更等)がある場合には、当社へ事前に通知する。
- ⑨ 当社所有のモバイル端末を善良な管理者の注意をもって管理し、モバイル端末に損傷又は異常が生じた場合には、直ちに当社へ連絡する。
- ⑩ 本契約終了後は、当社所有のモバイル端末の速やかな撤去に協力する。
- ⑪ お客さまとご使用者が異なる場合、お客さまの責任で当社が第三者から協力を得られるようにする。
- ⑫ 本設備の内容に変更があった場合、必ず当社へ事前に通知し、お客さまと当社の協議の上で契約の内容を変更する。

(損害賠償)

- 第10条 本社の責に帰すべき事由により、本サービスの自動制御に起因してお客さまが損害を受けた場合、料金1年分を上限とし、料金を引り方によって、当該損害を補償する。但し、当社は、発生した損害の内、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- 2 お客さまが、料金その他の本契約に基づく当社に対する債務の支払いを遅延した場合は、お客さまは当社に対し、当該遅延した債務につき、履行すべき日(同日を含む)から当該債務のすべてを履行した日(同日を含む)までの実日数に基づき、年率14.6%の遅延損害金を支払う。また、その他のお客さまの責に帰すべき事由により、当社に損害が発生した場合、お客さまはこの当社の損害を補償する。

(秘密保持)

- 第11条 お客さま及び当社は、本契約の履行に関連して知り得た、相手方が秘密として明示した業務上、技術上その他の秘密(以下、「秘密情報」といい、媒体の如何を問わない。)を、事由の如何を問わず契約期間中のみならず契約終了後であっても、相手方の書面上による事前承諾なくして、本契約の遂行のために必要がある最小限度の自己の役員及び従業員(以下、これらを総称して「従業員等」という。)を除く第三者に対して、開示・提供し、又は漏洩してはならない。但し、次の各号に定めるものは、秘密情報から除外する。

- ① 相手方から開示・提供を受けた時に、既に公知のことと立証できるもの
- ② 相手方から開示・提供を受けた後に、自己の責に帰すべき事由により公知となったことを立証できるもの
- ③ 相手方から開示・提供を受けた後に、自己の責に帰すべき事由により公知となったことを立証できるもの
- ④ 相手方から開示・提供を受けた後に、第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したことを立証できるもの
- ⑤ 相手方の秘情報とは関係なく、独自に開発したことを立証できるもの

- 2 前項の定めにかかるわざ、お客さまは当社が、国内の法令(金融商品取引所規則を含む。)に基づき、行政、司法機関又はこれらの委託機関等(以下、併せて「機関等」という。)から、秘密情報の開示命令ないし要請(以下、併せて「命令等」という。)を受領した場合、相手方に対して当該命令等があつた旨を法令上可能な限り書面で通知し、顯示する秘密情報をについて秘密として取扱いが受けられるよう合理的な努力を行つたうえで、当該機関等に対して開示が要求されている部分についてのみ開示することができる。

- 3 お客さま及び当社は、第1項に従い、従業員等又は相手方の事前の書面による承諾を得た第三者に秘密情報を開示する場合、当該従業員等又は第三者に対して、当該情報が秘密情報である旨を告知した上で、本契約に定める義務と同等の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負う。

- 4 当社は、第1項の規定にかかるわざ、秘密情報を自己の関係会社に開示することができるものとする。当社は、自己の関係会社に秘密情報を開示する場合、当該関係会社に本契約に定める義務と同等の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負う。

- 5 お客さま又は当社は、本条の定めに違反して秘密情報を開示・提供し、又は漏洩したことにより損害が発生した場合、相手方に対する損害賠償をしなければならない。

- 6 当社は、第1項の規定にかかるわざ、本契約に基づき取得した運転データを統計および分析目的に使用することができるものとする。また、第1項の規定にかかるわざ、当該運転データを個別の顧客を特定できないよう加工した情報について、スマートマルチ運転方法の改善、提案業務(広告、記事、プレスリリース、販促物、ウェブ等での開示を含むがこれに限らない。)に利用することができるものとする。

- 4 独立運転用バッテリー搭載機器の場合は、当社の定めた交換間隔での自立運転用バッテリー一本体交換を行う。

- 5 本契約は、メンテナンスサービスの内、「故障修理業務」として、本設備の故障発生時の修理を行う。但し、次の業務は、故障修理業務の対象外とする。

- ① 室内機のフィルター清掃
- ② 室内機の熱交換器フィン、ドレンパン、ドレンポンプ、ドレンホース及びドレン配管の洗浄
- ③ 室外機の熱交換器フィンの洗浄

- 2 自動延長されない最終年の契約で、かつ契約期間中に前項又は【別記】第6条5項の業務が実施されない場合、当社所定の期間を超過した室内機及び標準リモコン

- ⑦ 当社の承認を得ずして移設又は増設された機器
- ⑧ 当社の承認を得ずして改造され、又は、当社指定外の部品・部材等が使用された機器
- ⑨ 電源切替機能を有する設備及びその二次側に接続された機器の内室機と標準リモコンを除く機器

- ⑩ 次に示される制御に必要な設備
- ・O·N·O·F 制御アダプター
- ・外部制御アダプター

(点検整備業務)

- 第3条 当社は、メンテナンスサービスの内、「点検整備業務」として、本設備についての定期的な点検、調整及び部品交換等を行う。但し、次の業務は、点検整備業務の対象外とする。

- ① 室内機のフィルター清掃
- ② 室内機の熱交換器フィン、ドレンパン、ドレンポンプ、ドレンホース、ドレン配管及び室内外機の熱交換器フィンの汚れや詰まりによって生じた故障の修理
- ④ 音、振動、臭気、塗装の変色、錆等の軽微な損傷等、空調機能に影響がない故障の修理

(遠隔監視業務)

- 第5条 当社は、メンテナンスサービスの内、「遠隔監視業務」として、通信回線を通じたメンテナンスサービスの対象機器運転データの定期的な受信、異常発報時の異常内容の確認、その際、必要に応じて申込書記載の連絡先への電話連絡を行う。但し、異常発報した室内機の設置場所をあらかじめ特定することはしない。

- 2 遠隔監視業務にかかる当社所有のモバイル端末の設置撤去費用及び通信費用は、当社が負担する。

- 3 お客さまは、当社が遠隔監